

報告第19号

地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成29年9月1日提出

川崎市長 福田紀彦

1 市長の専決事項の指定について第2項による専決処分

番号	発生局名	専決処分年月日	損害賠償の額	事件の概要
1	環境局	29. 6. 2	円 21,060	平成29年1月25日、宮前区平2丁目7番19号先路上で、本市小型ごみ収集車が、前方から走行してきた被害者運転の小型ライトバンと擦れ違う際、当該小型ライトバンに接触し、破損させたもの
2	まちづくり局	29. 5. 12	円 58,752	平成29年1月25日、多摩区***** *店舗駐車場で、本市軽乗用車が、向きを変えようと後退した際、被害者所有のコンクリート製の柱に接触し、破損させたもの
3	建設緑政局	29. 6. 7	円 174,420	平成28年10月4日、多摩区***** **水路敷で、樹木の枝が、隣接する被害者(ア)及び(イ)所有の家屋まではみ出して伸び、当該家屋の屋根を破損させたもの
4	建設緑政局	29. 6. 20	円 51,840	平成28年4月21日付けで本市が被害者に売却した土地の地中に、隠れた瑕疵があったもの
5	建設緑政局	29. 7. 13	円 8,182	平成29年5月4日、川崎駅東西自由通路で、被害者が、エスカレーターに乗っていた際、当該エスカレーターの破損箇所 <sup>カ</sup> に接触し、衣服が破損したもの

6	建設緑政局	29. 7. 18	円 12,380	平成29年2月3日、高津区宇奈根666番地先路上で、被害者が歩行中、グレーチングの破損により生じた隙間に足を踏み入れ、負傷したもの
7	建設緑政局	29. 7. 27	円 10,455	平成29年2月15日、高津区千年677番地先路上で、被害者が歩行中、側溝の蓋とグレーチングの間に生じていた隙間に足を踏み入れ、負傷したもの
8	宮前区役所	29. 7. 14	円 63,102	平成29年6月2日、宮前区*****駐車場で、当該駐車場に設置されていた本市所有の啓発看板が、強風にあおられ、被害者所有の軽乗用車に当たり、破損させたもの

2 市長の専決事項の指定について第4項による専決処分

議案 番号	議決 年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分 年月日	変更理由
				変更前	変更後		
33	28.3.18	末長住宅 新築第2 号工事	川崎市川崎区浅田3丁目 1番19号 大場・吉忠・邦松共同企 業体 代表者 大場建設株式会社 代表取締役 大場 秀光 構成員 株式会社 吉忠工務所 代表取締役社長 田村 哲朗 構成員 株式会社 邦松工務店 代表取締役 関谷 育男	契約金額 1,080,000,000 円  完成期限 平成29年 7月29日	契約金額 1,092,341,160 円  完成期限 平成29年 10月31日	29.7.24	関連する 解体工事の 工期延長の 影響をうけ たことによ り、本工事 の工期の延 長も行うも のである。 また、当初 の想定には なかった地 中埋設物が あったこと による撤去 工事の作業 量の増加等 のため、増 額の変更及 び工期の延 長を行うも のである。

### 3 市長の専決事項の指定について第6項による専決処分

#### 訴えの提起

番号	専決処分 年月日	被告	請求の要旨
1	29. 8. 1	*****	市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに当該市営住宅の滞納使用料277,766円、延滞金及び平成29年4月27日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月80,500円の支払を求めるもの
2	29. 8. 1	*****	市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに当該市営住宅の滞納使用料218,367円、延滞金及び平成29年5月3日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月42,900円の支払を求めるもの
3	29. 8. 1	*****	市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに当該市営住宅の滞納使用料271,833円、延滞金及び平成29年4月2日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月103,000円の支払を求めるもの
4	29. 8. 1	*****	市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに当該市営住宅の滞納使用料88,800円、延滞金及び平成29年4月12日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月30,100円の支払を求めるもの

5	29. 8. 1	*****	<p>市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに当該市営住宅の滞納使用料403,213円、延滞金及び平成29年4月27日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月34,400円の支払を求めるもの</p>
6	29. 8. 1	*****	<p>市営住宅を権原なく占有し、本市の再三にわたる退去の要求にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに当該市営住宅の滞納使用料98,453円及び平成29年4月27日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月41,600円の支払を求めるもの</p>